

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年6月22日（平成29年（行情）諮問第260号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第312号）

事件名：残業者の報告に係る文書（陸幕，東部方面総監部及び特定部隊分）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「残業者の報告に係る行政文書（陸幕，東部方面総監部及び特定部隊分）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年11月6日付け防官文第17687号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，正当な行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると次のとおりである。

原処分は，特定支援隊分のみ開示決定した。しかし，同支援隊は，特定部隊に隷属する部隊である。よって，同支援隊の上級部隊が作成した行政文書が存在しない理由がない。原処分は，法にある開示義務を不当に回避したものであり，違法不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「陸上自衛隊の各部隊では，課業後の残業者について報告している。この残業者の報告に係る全ての行政文書（原議書を含む）（陸幕，東部方面総監部，特定部隊，特定支援隊分）（この報告の開始時期，目的，残業者を集計したものなど）」の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として「残業状況について（報告）（様式）（特定支援隊分）」，「特定日の残業状況について（報告）（特定支援隊分）」及び「残業者掌握表（各部隊用）*2100現在（様式）（特定支援隊）」の3文書を特定し，法9条1項の規定に基づき，平成27年11月6日付け防官文第17687号により一部文書不存在による一部開示決定

(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「原処分は、特定支援隊分のみ開示決定した。しかし、同支援隊は、特定部隊に隷属する部隊である。よって、同支援隊の上級部隊が作成した行政文書が存在しない理由がない。」として正当な行政文書の開示を求めるが、本件開示請求に係る、課業後の残業者の報告については、陸上自衛隊特定支援隊長が口頭で指示し、原処分に係る行政文書を作成し、保管していたものであり、陸上自衛隊において本件請求に係る行政文書を作成する規則は定めていないため、当該行政文書以外の行政文書については作成しておらず、原処分を行ったものであり、本件異議申立てを受け、念のため改めて行った探索においても、その作成及び存在を確認できなかった。

よって、異議申立人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月26日 審議
- ④ 同年11月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「陸上自衛隊の各部隊では、課業後の残業者について報告している。この残業者の報告に係る全ての行政文書（原議書を含む）（陸幕、東部方面総監部、特定部隊、特定支援隊分）（この報告の開始時期、目的、残業者を集計したものなど）」の開示を求めるものであり、処分庁は、特定支援隊で作成されていた3文書を開示する一方、「残業者の報告に係る行政文書（陸幕、東部方面総監部及び特定部隊分）」（本件対象文書）については、これを作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、特定支援隊の上級部隊においても同様の文書を保有しているはずであるとして、本件対象文書の開示を求めているものと解されるが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2において、陸上自衛隊においては残業者の報告に係る行政文書を作成していない旨説明するので、当審査会事務局職

員をして諮問庁に対し、当該行政文書を作成していない理由等について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 自衛官については、有事となればたとえ夜間であっても即応する必要があることから、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）3条の規定のとおり、勤務時間外においても、勤務することを命ぜられた場合には、何時でも職務に従事するものとされており、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）14条1項の規定のとおり、勤務時間外の時間に仕事をしたとしても超過勤務手当等が支給されることもない。

また、自衛官に対する健康管理のための勤務時間の把握については、当該自衛官の上官が服務指導の一環として適宜実施している。

そのため、自衛隊の組織として、残業者の有無や残業の状況を集計するなどして把握する必要性はなかったことから、本件開示請求時点において、本件開示請求に係る文書のようなものは作成していない。

イ 本件開示請求当時の特定支援隊においては、同隊の隊長において、部隊の業務に偏りがあるかを確認する観点から、当直司令から文書で日々残業者の報告をさせていたが、その後、当直等の業務を減らす観点から、そのような報告は廃止している。

ウ 本件開示請求で対象とされている、特定支援隊以外の陸上幕僚監部、東部方面総監部及び特定部隊において、開示請求の対象となる文書がないかについては、それぞれの当直室及び総務系統の執務室内の端末及び書庫を対象に探索を実施したが、発見されなかった。

(2) 防衛省の職員の給与等に関する法律14条1項の規定及び諮問庁から提示を受けた自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令3条の規定並びに自衛官の服務指導に係る規則を確認した結果を踏まえると、自衛官は勤務時間外においても勤務命令があれば勤務に従事することとされ、自衛官には超過勤務手当等も支給されず、また、自衛官の健康管理については当該自衛官の上官が服務指導の一環として適宜実施しているとする諮問庁の上記(1)アの説明は是認できる。

そうすると、自衛隊の組織として、残業者の有無や残業の状況を集計するなどして把握する必要性がないことから残業者の報告に係る文書を作成していないとする、諮問庁の上記(1)アの説明に不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索が特段不十分であったとは認められない。

(3) 以上によれば、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子